



第 8 章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価

第8章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の公開と周知

本計画は、住民の「健康寿命の延伸」「食育の推進」「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」について、住民や関係団体、町行政が連携して推進することを目指して策定しました。計画にて示した考え方や方法については、各種事業・イベントや、町ホームページなどを通じ、周知を図ります。

(2) 関係機関、関係団体との連携

この計画を通じて行政、関係機関、関係団体との連携を深め、健康づくりに関する情報の共有を図ることで、健康づくりの支援に関わるさまざまな施策の包括的な推進に取り組むものとします。

(3) 役場内の関係部署との連携

「北竜町自殺対策連絡会議」を継続して開催し、自殺の現状について共通認識を持ちながら、総合的な施策・事業の展開に向けた協議を進めます。

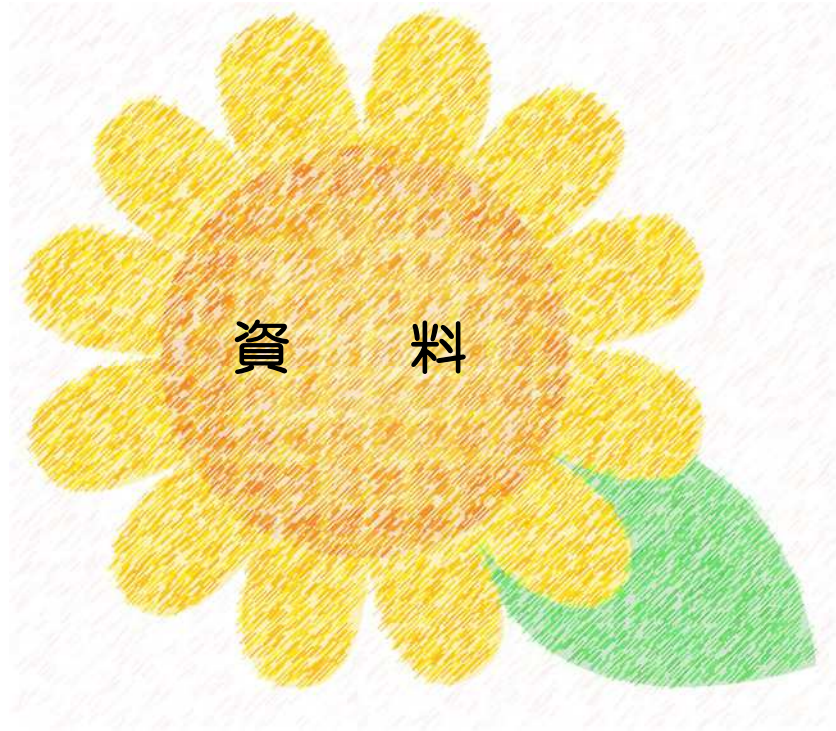
(4) 住民参加

健康に関するさまざまな事業をとおして、健康づくりに関する情報や意見をいただき、計画の推進・見直し・評価を行います。

2. 計画の評価

領域別取り組みの評価指標に基づき、毎年、取り組み状況をまとめて進捗状況を検証・評価をし、令和11年度に最終評価を行います。

健康づくりに関する国の動きや社会情勢等に大きな変化があった場合は、計画途中であっても、内容の見直しを行います。



- 資料1 保健事業体系図
- 資料2 子育てカレンダー（母子保健事業一覧）
- 資料3 自殺対策生きる支援施策一覧
- 資料4 自殺対策行動計画策定委員名簿
- 資料5 リーフレット「大切な人を亡くされた方へ」
- 資料6 こころの相談窓口一覧

北竜町子育てカレンダー



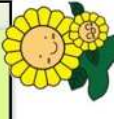
<p>届出・助成関係</p> <p>結婚祝い金 不妊治療支援 風疹予防接種費用助成</p> <p>妊娠前</p>	<p>妊婦中</p> <p>妊婦・母子手帳交付 一般妊産婦健診費用、交通費助成 妊婦歯科健診・産後「にここ」利用料助成 1か月健診・新生児聴覚検査料助成</p> <p>出生届</p> <p>各種職場・保険手続き 公営住宅家族変更等</p>	<p>3~5か月</p> <p>出産祝い金 ブックスタート (絵本プレゼント)</p>	<p>9~11か月</p> <p>チャイルドシート貸出し</p>	<p>1歳6~8か月</p> <p>入学祝い金 小中学校給食費全額助成 小中修学旅行費助成 漢字・英語検定料助成 学童保育 夏・冬休み期間料金助成</p>	<p>3歳</p> <p>保育園</p> <p>お子さんの状況により、在宅障害児療養支援、児童発達支援等の福祉でサポートします</p>	<p>小学生</p> <p>保育料全額助成</p>	<p>中学生</p> <p>高校生活学費助成</p>
<p>子育てにかかると費用が、様々な助成でサポートします</p> <p>お子さんの状況により、在宅障害児療養支援、児童発達支援等の福祉でサポートします</p> <p>子育てで世帯町外通勤者助成</p> <p>児童手当(15歳まで) ・ 児童扶養手当 ・ ひとりの親支援制度 等 18歳まで医療費 (通院・入院費) 全額助成</p>							

<p>相談・教室関係</p> <p>妊婦訪問 マタニティクラブ 両親学級</p>	<p>新生児訪問 さまざまな事でもご相談下さい!</p>	<p>10-11か月健診 7-8か月健診 3-5か月健診</p> <p>母乳外来 (深川市立病院「にここ」) (料金助成) 生後2か月~各種予防接種</p>	<p>1か月健診</p>	<p>1歳6か月健診</p> <p>幼児歯科健診・フッ素塗布 (町立歯科診療所) フッ化物洗口 (保育園にて実施)</p>	<p>3歳児健診</p> <p>5歳児健診</p> <p>就学前健診</p>	<p>小学生 料理教室 認知症サポーター養成講座 公認学習塾 (英語)</p> <p>乳幼児 ふれあい体験 がん教室</p>
<p>必要に応じ、保健師・栄養士より 保健・栄養相談、訪問 ピカピカキッズ (1歳~) お父さん応援講座 子育て相談 (子育て相談員/年2回) ・ 発達相談 (療育センター指導員) 岩見沢巡回児童相談 (しつけや発達に関すること) ・ スクールカウンセラー (小・中学校) ・ 保健所こころの相談</p> <p>産婦人科オンライン・小児科オンライン相談</p> <p>各種 社会体育事業 (各スポーツ・芸術鑑賞 他)</p>						

<p>健診・病院</p> <p>妊婦健診 妊婦歯科検診 (町立歯科診療)</p>	<p>新生児聴覚検査</p>	<p>北竜町子育て世代包括支援センター (住民課保健指導係)</p>	<p>子育て支援センター (やわら保育園内) 育児サークル ころろ やわら保育園 (親の就業状況等により、一時預かり保育)</p>	<p>学童保育 げんきっこクラブ</p>
<p>毎月色々な催しをしていますよ!</p> <p>児童発達支援 深川市療育センター、なかよし、ひかりもせうし 子育て支援アプリ「ひまわりナビ」 ・ 子育てフェア「すくすくひまわり」</p> <p>放課後デイサービス なかよし、きらきら、ひかりもせ</p>				

<p>サポート関係</p>	<p>住民福祉関係 子育て世代包括支援センター (保健指導係)</p>	<p>教育委員会 子育て支援センター</p>	<p>企画振興課 移住の引越費用、通勤費支給、住宅取得等の 定住対策関係も企画振興課です!</p>
----------------------	---	----------------------------	---

《ここが担当しています! 詳しくはお問い合わせ下さい》



資料3. 自殺対策生きる支援関連施策

自殺対策＝生きる支援は様々な角度から取り組むことが求められており、役場全課でも横断的に取り組むことが必要不可欠です。

そこで、役場内の関連事業を把握するため、各課の事業・業務をリスト化し、自殺対策の視点からの事業の捉え方を具体的に記載しました。

記載した事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、町民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。



生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
総務課	職員研修	職員研修の資質向上のための研修を実施	自殺対策に関する研修を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなる。 また自殺対策を理解することで庁内のネットワークの強化となる。	●	●	●				
	職員の健康管理及び福利厚生	職員の健康管理(健康診断、人間ドック、メンタルヘルスチェック)等の実施	住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●					
	町内会活動支援事業	町内会活動の促進を支援	地域コミュニティ活動への意識啓発をすすめ、町内会活動の促進を図り、地域での問題解決意識を向上させることで安心できる地域生活につながる。	●		●	●			
	防災対策	地域防災計画策定など防災に関する事務事業を実施	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者のこころのケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的なこころのケアとの連携強化に等の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス政策を推進できる。	●						
	防災に関する事業	北竜町防災計画、ハザードマップの作成、備蓄品・物資の購入管理等、防災対策を実施 防災無線の整備	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者のこころのケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的なこころのケアとの連携強化に等の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス政策を推進できる。	●	●		●			
	町税、国保税の徴収及び滞納整理事務	町税、国保税の徴収及び滞納整理	納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きるための包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口につなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。	●	●					●
	消防関係事務	消防に関する事務を行う	自殺の危険性・可能性に関する情報を共有することで、自殺防止につながる。	●	●					
	交通安全に関する事業	交通安全指導員、交通安全推進員を配置や交通安全大会を実施し、交通安全の普及啓発、促進を図る	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。	●	●					
	防犯活動促進事業	安全で住みよい町づくり推進のための活動を実施 ・安全で住みやすい町づくり推進員 ・ひまわりパトロール隊 ・防犯カメラの設置等	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。 また、自殺の危機等に関する情報を共有することで、実務上の基礎を築くことができる。	●	●		●			
詐欺被害防止機器購入助成事業	高齢者の詐欺被害防止のため、電話接続式防犯機器(自動通話録音機)の購入にあたり、購入費を助成	詐欺被害を防止することで自殺リスクを軽減できる。	●					●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
企画振興課	広報発行事業 ホームページ運営事業	広報ほくりゅうやホームページによる広報活動を実施	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発としての情報を直接住民に提供する機会となる。			●	●			
	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊員を配置	地域で活動を行う隊員にゲートキーパー研修を受けていただくことで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。		●					
	集落対策事業	集落支援員1名を配置し、北竜町ポータルサイトの管理運営、情報発信による北竜町支援活動を実施	地域で活動を行う集落支援員にゲートキーパー研修を受けていただくことで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。 自殺対策の啓発としての情報を直接住民に提供する機会となる。		●	●				
	総合計画策定事業	北竜町総合計画の策定及び行政評価制度を構築	町のまちづくりの最上位となる計画に、自殺対策を位置づけることで、市全体での自殺対策の取組みを推進していくことができる。	●						
	生活交通確保対策事業 地域公共交通対策事業	日常生活での交通手段が確保されるための事業を実施	交通手段の確保されることにより、外出の機会が失われず、自殺リスクの軽減につながる。				●			
	空き家対策事業	空き家対策を実施	相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						
	定住促進対策事業	定住促進対策として、住宅の取得や引越等に対する助成制度を実施	住環境が整備されることで自殺リスクの軽減につながる。				●			
	コミュニティ施設維持管理事業	コミュニティ施設の維持するたの事業を実施	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなり、またリスクの抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となる。				●			

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
住民課	身障会活動支援事業	身体障害者協会活動に対する補助、活動支援	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。	●	●		●			
	人権啓発推進事業	人権を守るための活動を推進 ・人権教室 ・心配ごと相談 ・人権擁護普及啓発 等	町内、小中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室、イベント等で自殺問題に言及するなど、自殺対策を啓発機会となる。また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識をもつことで、相談業務だけでなく、関係機関へつなぐ役割を期待できる。	●	●	●		●	●	●
	更生保護活動支援事業	更生保護活動の推進 ・保護司活動 ・社会を明るくする運動 等	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や家庭、学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援へとつなぐ等の対応ができる。	●	●	●		●	●	●
	民生委員児童委員活動推進事業	民生委員児童委員活動の推進	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となっている。	●	●	●		●	●	●
	赤十字奉仕団活動推進事業	赤十字奉仕団活動の推進	住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。	●	●	●	●			
	北竜温泉優待事業	健康増進と生きがい対策のため全世帯に北竜温泉入館料を助成	相談機関一覧等のリーフレットを温泉優待券と合わせて交付することで、相談先情報等の周知機会とすることができる。	●		●		●		
	生活支援・生きがい対策事業	生きがいデイサービス(ひまわりクラブ)など各種在宅支援事業の実施	当事者やその家族の中には様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。 介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持つことで、適切な機関につながる可能性がある。	●	●		●	●		
	介護予防支援事業	総合事業対象者、要支援1.2の方の予防通所介護事業として総合事業(コスモスクラブ)等を実施	就労は、経済面・精神面にも大きな関係性があり、関係者間で情報を共有することにより、有効な自殺対策にもなる。	●			●	●		●
	シルバー人材センター運営支援事業	シルバー人材センター(高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織)の運営支援	高齢者の居場所づくりや開催時に健康教育等でメンタルについて講話することで知識の普及啓発が図られる。またお互いが地域における気づき役を担える可能性がある。	●	●	●	●	●		
	老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の推進 ・町内13老人クラブ ・ひまわり長寿会連合会	手続きの中で、当人や家族等の接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭の様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。 通報システム設置を通じて、連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど支援の接点として活用できる。	●			●	●		
	緊急通報システム事業	一人暮らしの高齢者等に緊急通報システムを設置	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。 また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●			●	●		●
	福祉に関する助成事業	各種助成事業に関する相談、受付に関する事務 ・簡易水道福祉料金支援事業 ・福祉灯油等購入助成事業 ・高齢者世帯等除雪費助成事業 ・障害者等施設通所交通費助成事業 ・人工透析患者通院交通費助成事業 ・難病患者通院費助成事業			●			●	●	●

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	高齢 者	子ども ・若年 層等	生活 困窮者
住民課	介護保険運営事業	介護保険に関する事務を実施 ・介護保険料(第1号被保険者)の賦課・徴収に関すること ・介護給付、要介護認定に関すること ・介護保険被保険者の資格管理に関すること	期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。 介護は本人や家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が大きい。本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●						
	国民年金事業	国民年金に関する事務	年金保険料を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●						
	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者への医療費の助成	給付に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る	●						
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等への医療費の助成	医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期対応の接点となる ひとり親家庭は経済的な問題など自殺につながる要因を抱え込みやすい。	●					●	●
	乳幼児等医療費助成事業	未就学児・小学生・中学生・高校生の入通院に係る医療費を無料化	給付に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になる。	●					●	
	国保料の徴収整理事務	国保保険料の徴収整理事務	保険料を納期限までに払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある」可能性が高いため、そうした相談を「生きること包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●
	国保訪問指導(重複・多受診者訪問)	国保加入者で重複・多受診の方に対して家庭訪問を行い、支援する	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にいたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。訪問指導の際に状況の把握、聞き取り把握を行うことで、自殺リスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減につながる。	●		●			●	●
	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収に関する事務	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収	保険料を納期限までに払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある」可能性が高いため、そうした相談を「生きること包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●					●	●
	短期保険証・資格証発行に関する事務	短期保険証・資格証発行	保険料を納期限までに払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある」可能性が高いため、そうした相談を「生きること包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●
	出産育児一時金・葬祭費に関する事務	出産育児一時金・葬祭費	葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会となる。	●						●
老人福祉センター等管理運営事業	老人福祉センター等の管理、運営を行う ・老人福祉センター ・地域支え合いセンター	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなる。 リスクの抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となる。					●	●		
障害者相談員設置事業	障害者相談員を設置し、相談事業を実施	自殺対策の情報交換の場を設けることにより、対象者への問題啓発と研修の機会になる。	●	●	●					

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーキング強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
住民課	福祉に関する各種手帳に関する事務	各種手帳申請・交付・受付に関する事務 ・精神保健福祉手帳 ・療育手帳 ・身体障害者手帳	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
	福祉に関する各種手当に関する事務	各種手当申請・交付・受付に関する事務 ・特別障害者、・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・在宅介護サービス利用手当支給事業 ・寝たきり重度心身障害者介護手当支給事業	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
	障害者自立支援給付事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所支援給付や共同生活援助給付など障害福祉サービスに係る給付や必要な支援を実施。	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。 また、障害者支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより生きることへの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。	●						
	障害者自立支援医療給付事業	障害者の経済的負担軽減を図るため、心臓手術や人工透析等に係る高額な医療費を公費で負担	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
	障害者地域生活支援事業	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業や日常生活用具給付事業などを実施。	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
	要保護児童対策事業	要保護児童に適切な支援を行うための対策を実施	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルでもあるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減につながる。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止はきわめて重要である。	●	●	●			●	
	児童手当・児童扶養手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の健全な育成を図るため、児童を養育している者に児童手当を支給	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●					●	
	ひとり親家庭支援手当支給事業	母子家庭及び父子家庭で、中学生までの児童を扶養し、町民税が非課税の方に児童の健全な育成を助長するとともに福祉の向上を図るため、支援手当を支給	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●				●	●	
	児童発達支援事業	北空知子ども療育センター運営費の一部を負担するとともに、児童発達支援給付費及びサービス利用に係る自己負担額及び通所交通費を支給	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●				●	●	
	放課後児童健全育成事業(学童保育)	学童保育「元気っこクラブ」を委託により実施	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になる。 学童保育の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●		●		●	

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	高齢 者	子ども ・若年 層等	生活 困窮者
住民課	地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援事業を委託により実施	保護者が集い交流できる場を設けることで、孤立した育児による育児不安を抱える保護者のリスク軽減を図ることができる。育児相談を通じて、自殺リスクを抱えた保護者の早期発見・早期対応の接点になる。	●	●		●		●	
	やわら保育所運営事業	保育所の運営・管理を指定管理により実施	保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な支援機関への接点となる。	●	●				●	
	生活保護事業	生活保護の相談、申請の受付、給付に対する事務を行う	生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となる。	●						●
	地域医療体制支援事業	夜間・休日の救急医療体制の確保対策・夜間急病テレホンセンター設置に係る費用及び小児救急医療に係る受入費用などを北空知1市4町で負担	医療体制が整備されることで安心した生活につながる。	●				●	●	●
	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる期間を通じて子育てに関わる相談を受け、関係機関との連携・連絡を行う	育児をはじめ地域で生活していく上でのさまざまな悩み等にきめ細かく対応していく中で、相談者の心の不調や養育基盤の弱さに気づいた場合には、必要な助言や支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていく。	●			●	●	●	
	養育者支援保健医療連携システム	参加医療機関と連携し、養育支援が必要な家庭に支援を行う	産前産後うつ等のメンタル面の不調に対し早期介入、対応を行う。	●				●	●	
	思春期保健事業	思春期に命や健康の大切さについて学ぶ機会とする ・赤ちゃんふれあい教室 ・がん教育	命の大切さや性、健康について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	●			●	●	●	
	その他母子保健事業	母子保健事業参照	各種母子保健事業を通して、親子に接した際に、悩みや困りごとを抱えている状況を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●			●	●	●	
	健康相談	来所や電話にて健康相談を行う	こころ不調に関する相談を受けたり、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援につなぐ等の対応を継続的に行う。	●			●			
	各種健康教室	生活習慣病の予防やその他の健康に関する事項についての健康教室を行う	こころの健康づくりに関するテーマを取り上げることで、住民がこころの病気や自殺について関心を持つ。	●	●		●		●	
	家庭訪問	専門職が訪問し、必要な支援等を行う	家庭に向き生活実態を把握することで、生活上の困りごとに気づき支援につなげていく。こころ不調に関する相談を受けたり、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援につなぐ等の対応を継続的に行う。	●			●		●	●
	各種健診・検診	特定健診、各種がん検診、骨粗鬆症、肝炎ウイルス検診(受診料を全額助成。)人間ドック料金助成	問診の機会や事後指導の際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援につなぐ等の対応を継続的に行う。	●			●		●	

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
住民課	特定保健指導 健診結果相談会	健診結果により、必要な支援を行う	疾病の背景にストレス等の影響がないか聞き取りを行い、メンタル面の不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●		●		●		
	健康づくり推進協力員活動事業	各町内会より1名選出していただき、地域の健康づくり活動を行う	会議や研修会の開催を通じて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、啓発の機会となる。	●	●	●				
	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に必要な支援を提供や要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるように支援する。	介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	一般介護予防事業	介護予防に関する教室等を開催し、知識の普及を図る。	事業参加時に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営	関係機関や地域のケアマネージャーにゲートキーパー研修会を受講してもらうことで自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	●	●	●		●		
	家族介護支援事業	介護者の負担を軽減して、在宅介護が継続できるよう支援する	介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	総合相談支援業務	地域の高齢者や家族が安心して生活できるよう支援する	面談時に本人や家族のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	権利擁護業務	虐待の防止及び早期発見に努めるとともに認知症などにより判断能力が衰えた高齢者本人の財産を守るため、成年後見人制度の説明など必要なサポートを行います。	当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応につながる。	●				●		
	生活支援事業体制整備事業	コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティアの等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を図る	生活支援協議会構成員や生活支援コーディネーターにゲートキーパー研修会を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	●	●	●	●	●	●	●
	認知症総合支援事業	認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを行う ・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援員の配置 ・認知症ケアバスの普及 ・物忘れ相談 等	認知症の介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	75歳訪問事業	75歳になった方全員を保健師が訪問する。	生活状況を把握し、面接することで経済面、健康面、今後の生活への不安を確認し、必要時は早期に対応できる。	●				●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーキング強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者							
産業課	中山間地域等直接支払推進事業	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付	<p>経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その問題も含めて支援につなげていける可能性がある。</p> <p>経営の安定化が自殺リスクの軽減につながる。</p>	●	●	●	●	●	●	●							
	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動及び自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する農業者の組織する団体等に対して交付金を交付															
	多面的機能支払事業	地域共同による地域資源の基礎的な保管理活動等への支援(農地維持支払)及び地域共同による施設の補修や農村環境の維持向上等の活動への支援(資源向上支払)として交付金を交付															
	経営所得安定対策事業	農業経営の安定化を図るため、経営所得安定対策を推進するための活動主体となる北竜町農業再生協議会を支援															
	特産品栽培ハウス支援事業	北竜ひまわりメロン及びひまわりすいかの生産・出荷を促進し、作付け面積の維持拡大、生産者の安定的な農業経営を支援するため、ハウス更新事業等に係る経費の一部を助成															
	ひまわりバンク事業	北竜町農業の振興と活性化を図るとともに、ゆとりある効率的安定的な農業経営を積極的に推進するため、各種ひまわりバンク事業を実施。 ・ジュニア農業体験学習助成事業 ・地域後継者養成事業 ・就農奨励金支給事業 ・農村パートナーリフレッシュ事業 ・農村村づくり塾助成事業 ・農業青年研修事業 ・農業技術等取得事業															
	道営農業農村整備事業	農業競争力基盤強化特別対策事業(パワーアップ事業)や経営体育成基盤整備事業などを実施															
	農業担い手対策・農業後継者確保育成事業	農業の担い手、後継者確保のための事業を実施									若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけではなく、こころの悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。	●	●	●	●	●	●
	新規就農者誘致促進事業	新規就農者の誘致及び新規就農者営農技術等指導農家に対して助成を実施。また、新規就農者に対して住宅家賃助成を実施									新規就農者のこころの不調に気づいたり、経営に限らず困りごとを抱えていそうな場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●	●	●	●	●	●
	消費生活対策事業	自立した消費者の育成や消費生活上のトラブルに対応するために、深川地域消費者センター等関係機関と連携し、情報提供や相談を実施									消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高い可能性がある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題解決に向けた支援となる。	●	●	●	●	●	●
公園維持管理事業	公園の維持管理を実施 ・ノノの森 ・金比羅公園 ・イチイの森	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなる。	●	●	●	●	●	●									

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
建設課	上下水道に関する事業	上下水道の維持管理等や水道料金の徴収等に関することを実施	水道料金の滞納等がある場合、生活面で深刻な問題を抱えていることが多い。担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口につなぐ等、職員の相談対応の強化につながる可能性がある。	●						●
	道路除雪事業	町道・道道・歩道の適切な除排雪を実施	パトロールや苦情対策等の業務の中で、こころの不調を抱えている可能性がある人を把握した場合には、必要な援助や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●			●			
	道路・橋梁・河川等維持管理事業	町道、橋梁、河川の維持管理を実施	パトロールや苦情対策等の業務の中で、こころの不調を抱えている可能性がある人を把握した場合には、必要な援助や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●			●			
	町営住宅維持管理事業	町営住宅の維持管理、住宅使用料等の整理事務を実施 ・碧水地区：みどり団地・碧水団地・あおい団地 ・市街地区：桜岡団地・和本町団地・和町団地・和中央団地・板谷団地 ・単身者勤労住宅 ・高齢者住宅：いちい団地・なごみ団地 ・教員住宅	住宅は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めます。 家賃滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要があります。 相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割をこなせるようになる可能性がある。	●	●		●			
消防	窓口業務 査察業務	住宅火災警報器及び消火器等に関する問合せに対して必要な支援等を行う。 一般住宅の消防点検を行い安心して暮らせるような活動を行う	住宅用火災警報器及び住宅用消火器等に関する問合せや住宅訪問に際し、住民と対面することで早期に対応できる可能性がある。	●						
	各現場業務	各災害現場において、住民の生命財産を守る活動を行う	出動する職員が自殺に関する知識を深めることで必要に応じて適切な機関につなぐなど対応ができる可能性がある。	●						

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
教育委員会	教職員ストレスチェック	教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、ストレスチェックにより、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応をとることについて理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につながる。	●						
	いじめ防止対策推進事業	「北竜町いじめ防止対策基本方針」に基づき、実施 ・北竜町いじめ対策連絡協議会 ・いじめ根絶集会(北竜中学校)	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応が必要である。また、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、sosの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止の可能性が上がる。	●					●	
	特別教育支援員配置事業 小学校学習支援員配置事業	個々に応じた適正な学習機会の確保ときめ細やかな教育が実施されるよう必要に応じて配置	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し、その保護者の相談にも応じることにより、児童生徒の困難の軽減や保護者の負担軽減にもつながる。	●						●
	準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難が認められる児童生徒の保護者に対し、支援を行う。	申請に際し、対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になる。	●						●
	学校評議員運営事業	保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために学校評議員を設置	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る	●	●					●
	社会教育委員会議運営事業	社会教育委員会議を運営	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る	●	●					
	女性活動推進事業 (女性連絡協議会)	町内女性活発化のため、各町内会代表により構成	地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域の自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようなど女性向け支援につながる可能性がある。	●	●					
	ひまわり大学開催事業	高齢期になっても生き生きと豊かに暮らすことができるよう、社会生活における役割を自覚し、それにふさわしい知識と教養を身につけ、自らの生きがい創造しながら社会参加を図ることを目的に実施	講座の中に自殺対策についての内容を盛り込んでもらうことで普及啓発や対策への理解を深めることができ、地域の「支え手」となる可能性がある。	●				●	●	
	公民館講座開催事業	各種公民館講座の実施	講座の中に自殺対策についての内容を盛り込んでもらうことで普及啓発や対策への理解を深めることができ、地域の「支え手」となる可能性がある。	●	●			●		
	子どもと高齢者のふれあい事業	子どもたちに高齢者のもっている知識や技術を継承し、心豊かな経験の機会を設ける。また、子どもの休日の居場所づくりとして事業を実施	講座の中に自殺対策についての内容を盛り込んでもらうことで普及啓発や対策への理解を深めることができ、地域の「支え手」となる可能性がある。	●				●	●	●
	施設・公園管理事業	施設の維持管理を行う [施設] ・公民館 ・農村環境改善センター ・生きがいセンター ・美業牛研修センター [公園] 和公園	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能を持っているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなる。 リスクの抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となる。					●		

資料 4

自殺対策行動計画策定委員名簿（北竜町自殺対策推進検討連絡会議委員）

課 名	役 職	氏 名	備 考
総務課	主幹	番田 桂子	
企画振興課	課長補佐	森 千晶	
産業課	課長補佐	田村 正和	
建設課	上下水道係長	小菅 貴裕	
建設課	建築住宅係主査	山本 久美	
教育委員会	課長補佐	道下 佳織	
深川地区消防組合北竜支署	庶務係主査	一宮 涉	
住民課	福祉係長	中村 奨平	
住民課	課長補佐	神薮 早智	(事務局)
住民課	地域包括推進係長	大井 敬太	
住民課	保健指導係長	田中 望美	(事務局)
住民課	保健指導保健師	高野 光希	(事務局)

資料5

(死亡届時配布リーフレット)

大切な人を亡くされた方へ



困っていることを相談したり、「思い」を話せる場所があります。

かけがえのない人を亡くするということは、誰にとっても大変悲しくつらい出来事です。遺された方の苦しみや痛みを消すことはなかなかできないことですが、もし、悩みを抱えていたら、一人で悩まずに、一人で悩まずに、ぜひ相談してください。

どこに相談したらいいのかわからない

相談窓口	電話番号	受付時間
北竜町役場	0164	平日 午前8時30分～午後5時15分
住民課保健指導係	34-7031	

こころの不安や悩みなど

相談窓口	電話番号	受付時間
北海道いのちの電話	011-231-4343 0120-738-556	24時間受付 フリーダイヤルは毎月10日のみ受付 火・水：午前9時～午後3時30分 木曜日午前9時～月曜日午後3時30分 (夜間も受付)
旭川いのちの電話	0166-23-4343	
北海道立 精神保健福祉センター	011-864-7000 0570-064-556	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 「こころの電話相談」(※12月29日～1月3日を除く) 月～金曜日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前10時～午後4時
北海道こころの健康 SNS相談(LINE相談)		月～土曜日：午後6時～午後8時 日曜日：午後6時～翌午前6時
深川保健所	0164-22-1421	月～金曜日：午前8時45分～午後5時30分 「こころの健康相談」 年10回(事前の申込みが必要です) 精神科医・公認心理士による個別相談を実施しています。 「アルコールミーティング」 月1回(原則第2金曜日) アルコール依存症の問題を抱えている人や家族が仲間と話し合う場です。 ※初回参加の方は保健所に一度相談をお願いします。

自死遺族の会 全道ネットワーク

大切な人を自死でなくされたあなたへ ～あなたは一ひとりではありません～

北海道内には、大切な人を自死でなくされた方のための会があります。

自分の思いを安心語ることでできる場所です。

(令和5年8月改訂北海道して道立精神保健センター

「大切な人を自死でなくされた方へ」パンフレットより抜粋

[道央]

自死遺族のための交流会

〒003-0027

札幌市白石区本通16丁目北6番34号

北海道立精神保健福祉センター

連絡先電話番号 011-864-7000

対象：大切な人を亡くした方(3親等以内、婚約者)

開催：札幌/毎月1回第1火曜日 13:30～15:00

会からの一言：安心して語り合える場所で、こころのう

ちを話してみませんか。お子さんを亡くされた方もも

年4回開催しています。(5月・8月・11月・2月)

自死遺族の思いを語る集い

〒003-0027

札幌市豊平区月寒3条11丁目1番50号

日本医療大学

連絡先電話番号 090-5076-0399

対象：大切な人を亡くした方(親子、きょうだい、配偶者)

開催：札幌/毎月土曜日 13:30～15:00

1996年開始、開催日は別途お知らせします。

会からの一言：癒やしの会は2023年度で活動を終了し

たします。

[道北]

旭川自死遺族わかちあいの会

〒070-8525

旭川市7条通10丁目第二庁舎

連絡先電話番号 0166-25-6364

対象：大切な人を亡くした方(親、子、兄弟姉妹、配偶者など)

開催：旭川/年10回 1回90分

2017年開始：会に参加される前に面談が必要です。

会からの一言：同じような体験された方が安心して集える場所です、

ご自分の気持ちを話してみませんか。

[問合せ]

北海道立精神保健福祉センター

(自死遺族の会全道ネットワーク事務局)

〒003-0027

札幌市白石区本通16丁目北6番34号

電話 011-864-7121 (代表)

ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

資料 6

北 竜 町

2024年4月現在



こころの健康 主な相談機関一覧



●死にたい気持ちや、こころの相談、体の相談

相談機関名	電話番号	受付日時
北海道いのちの電話	011-231-4343 フリーダイヤル 0120-738-556(毎月10日のみ)	24時間受付
旭川いのちの電話	0166-23-4343	火・水 9:00~15:30 木(9:00開始)から月(15:30終了) までは24時間受付
こころの健康相談統一ダイヤル	おこなおう まもろうよ こころ 0570-064-556	月~金 9:00~21:00 土・日・祝日: 10:00~16:00
道立精神保健福祉センター	011-864-7000	平日 8:45~17:30
深川保健所	0164-22-1421	平日 8:45~17:30
	「こころの相談」(要予約) 年10回、精神科医/公認心理師による個別相談を実施。思春期の相談にも対応。※保健師による電話・面接相談は随時受付けています。 「アルコール・ミーティング」 アルコール依存症の方やその家族が、月1回話し合いをする場です。	
北海道 こころの健康LINE相談窓口	【相談受付時間】 月~土 18:00から22:00まで(受付21:30まで) 日 18:00から翌朝6:00まで(受付5:30まで)	QRコードを読み取り り友だち登録して ご利用ください。 
北竜町役場住民課保健指導係	0164-34-7031	平日 8:30~17:15

●子育てや子どものいじめ、家庭の問題に関する相談

相談機関名	電話番号	受付日時
北竜町役場住民課保健指導係	0164-34-7031	平日 8:30~17:15
北竜町役場教育委員会	0164-34-2533	
北竜町子育て支援センター (やわら保育園内)	0164-34-8802	平日 8:30~17:15
岩見沢児童相談所	0126-22-1119	平日 8:45~17:30
ほっかいどう 親子のための相談LINE	子育てや親子関係について、子どもとその保護者の方などの 相談窓口です 【相談受付時間】 平日 9:00~17:00	QRコードを読み取り り友だち登録して ご利用ください。 
光が丘子ども家庭支援センター (岩見沢市春日町2丁目3番7号)	0126-22-4486	24時間相談受付 子どもや家庭の悩みについて相談できます。相談員や心理判定員による カウンセリングや心理・知能検査なども行っています。

●DV・性暴力などに関する相談

相談機関名	電話番号	受付日時
10代・20代のための DV・性暴力SNS相談	【相談受付時間】 平日 9:00から22:00 https://www.hokkaido-shelternet.com/	QRコードからエンタランスサ イトに入ります。 
女性相談援助センター 女性相談専用ダイヤル	011-666-9955	平日 9:00~17:00 配偶者等からの暴力(DV)に係る電話相談は次の時間にも受付してい ます。 平日17:30~20:00 土・日・祝日 9:00~18:00 (年末・年始を除く)

●介護についての相談

相談機関名	電話番号	受付日時
北竜町地域包括支援センター (北竜町役場住民課内)	0164-34-2727	平日 8:30~17:15
北海道高齢者虐待防止・ 相談支援センター	011-281-0928	平日 9:00~17:00
北海道認知症コールセンター	011-204-6006	平日 10:00~15:00

●障がいのある方の地域生活に関する相談

相談機関名	電話番号	受付日時
北空知障がい者支援センター あっぷる (深川市3条18番36号)	0164-22-1798	月～金 9:30～17:00 電話相談は24時間受付

●仕事、生活の不安やひきこもりに関する相談

相談機関名	電話番号	受付日時
そらち生活サポートセンター	フリーダイヤル 0120-279-234 メール sorasapo @cmtwork.net	仕事や債務、ひきこもりなど、広く様々な悩みについて、相談に応じます。 【電話・メール相談】 月～金 9:30～17:00 【出張相談会】 年9回北竜町での来所相談を実施しています。広報や住民課福祉係にご確認下さい。
北海道ひきこもり成年相談センター	011-863-8733	月～金 9:30～12:30、13:00～16:00
働く人の「こころの耳電話相談」	0120-565-455	月・火 17:00～22:00 土・日：10:00～16:00

●借金・経済問題・法律に関する相談

相談機関名	電話番号	受付日時
法テラスサポートダイヤル	0570-078374	平日 9:00～21:00 土：9:00～17:00
法テラス旭川	050-3383-5566	平日 9:00～17:00
多重債務無料相談 (北海道財務局 多重債務者相談窓口)	011-807-5144	平日 9:00～12:00、13:00～17:00

●成年後見制度等に関する相談

相談機関名	電話番号	受付日時
北空知成年後見相談センター	0164-26-2411	月～金 8:45～17:15

●消費生活に関すること

相談機関名	電話番号	受付日時
深川市地域消費者センター	0164-26-2210	平日 10:00～16:00

●近隣の精神科（診療時間等は、各医療機関にお問い合わせ下さい）

病院名	電話番号	病院名	電話番号
医療法人圭仁会 東ヶ丘病院 深川市音江町字音江257番地2	0164 25-2755	医療法人社団 厚北会 吉本病院 深川市3条25番19号	0164 22-7130
滝川市立病院 精神神経科 滝川市大町2丁目2-34	0125 22-4311	医療法人優仁会 滝川中央病院 滝川市朝日町東2丁目1-5	0125 22-4344
社会医療法人博友会 滝川メンタルクリニック 滝川市東町2丁目40-12	0125 26-5001	にかいどうメンタルクリニック 滝川市栄町2丁目8-8	0125 22-2100
医療法人圭仁会 佐藤病院 滝川市泉町135番地1 5	0125 24-0111	医療法人圭仁会 佐藤医院 滝川市一の坂東2丁目1-1	0125 23-3255

●がんに関すること

相談機関名	電話番号	開催日
ピア・サポーター（がん患者）による がん相談室「イーズ(ease)」	070-9209-9707	開催日時：毎月第1木曜日 18:00～20:30 会場：滝川市まちづくりセンターみんくる ※開催日は電話相談も受け付けています 混雑時はお待たせすることもあります



【問合せ先】北竜町役場 住民課保健指導係（電話34-7031）

